

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第 1 0 5 条の 2 第 4 項
処分の概要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第 1 0 5 条（免許の失効）、第 1 0 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転 経歴証明書及び運転経歴情報の記録 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第 3 9 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申 請の手段）、第 3 0 条の 1 4（運転経歴情報の記録等）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：1 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：